

議 第 9 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和3年4月13日提出

富士見市議会議長 様

提出者 富士見市議会議員 尾崎孝好

賛成者 同 勝山 祥

同 篠田 剛

同 川畑勝弘

同 根岸 操

同 伊勢田 幸正

提 案 理 由

議会運営委員会の定数を変更するため、富士見市議会委員会条例の一部を改正したので、地方自治法第112条及び富士見市議会会議規則第13条の規定により、この案を提出します。

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士見市議会委員会条例の規定は、令和3年4月13日から適用する。